

## 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

現在、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりのため、様々な助成金が用意されています。

その中で仕事と育児の両立を支援することを目的とした「育児休業等支援コース」についてご紹介します。

### 1 育休取得時・職場復帰時

	支給額	主な要件
<b>A 育休取得時</b>	<b>30万円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援する措置を実施することをあらかじめ労働者へ周知すること</li> <li>・労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上でプランを作成</li> <li>・育児休業（産前休業を取る場合は産前休業）開始前日までにプランに基づいて業務の引き継ぎを実施、連続3カ月以上の育児休業を取得させること</li> </ul>
<b>B 職場復帰時</b>	<b>30万円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象労働者の育児休業中にプランに基づき、職務や業務の情報・資料の提供を実施</li> <li>・育児休業終了前に面談を実施し、面談結果を記録すること</li> <li>・原職復帰後申請日までの間、6か月以上継続雇用</li> </ul>

### 2 業務代替支援

	支給額	主な要件
<b>A 新規雇用</b>	<b>50万円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨を就業規則に規定すること</li> <li>・対象労働者が3カ月以上の育児休業を取得し、事業主がA又はBにより対象労働者の業務をカバーさせること</li> <li>・原職復帰後申請日までの間、6か月以上継続雇用</li> </ul>
<b>B 手当等支給</b>	<b>10万円</b>	
<b>有期雇用労働者加算</b>	<b>10万円</b>	

### 3 職場復帰後支援

	支給額	主な要件
<b>制度導入時</b>	<b>30万円</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法を上回る「A 子の看護休暇制度（有給、時間単位）」または「B 保育サービス費用補助制度」を導入していること</li> <li>・対象労働者が1か月以上の育児休業から復帰後6か月以内において一定の利用実績（A 10時間以上、B 3万円以上）があること</li> </ul>
<b>制度利用時</b>	<b>A 子の看護休暇</b> <b>1,000円×時間</b> <b>B 保育サービス費用補助 実費の3分の2</b>	

〈育児休業等に関する情報公表加算〉1～3のいずれかに1回のみ2万円加算

# 歯科会計®

## 歯科経営データ 3年比較 2022

番号	科目	2020年	2021年	2022年	前々年比	前年比
16	保険収入	4,136,795	4,100,749	3,984,032	96.3%	97.2%
17	自費収入	2,142,360	2,461,450	2,404,525	112.2%	97.7%
18	雑収入	300,785	218,548	204,187	67.9%	93.4%
19	診療収入合計	6,579,940	6,780,747	6,592,744	100.2%	97.2%
20	診療材料	483,412	507,506	485,808	100.5%	95.7%
21	外注技工料	502,296	501,390	522,418	104.0%	104.2%
22	診療原価合計	985,708	1,006,989	1,008,226	102.3%	100.1%
23	給料賃金	1,635,412	1,619,984	1,589,845	97.2%	98.1%
24	法定福利費	213,805	224,002	219,751	102.8%	98.1%
25	福利厚生費	44,649	42,558	49,214	110.2%	115.6%
26	旅費交通費	90,648	92,896	108,057	119.2%	116.3%
27	通信費	41,483	41,997	43,020	103.7%	102.4%
28	接待交際費	68,800	79,231	93,419	135.8%	117.9%
29	水道光熱費	61,141	57,981	70,583	115.4%	121.7%
30	地代家賃	433,468	502,770	457,279	105.5%	91.0%
31	リース料	50,071	70,354	47,467	94.8%	67.5%
32	減価償却費	308,962	342,955	326,435	105.7%	95.2%
33	研修研究費	16,841	31,227	26,226	155.7%	84.0%
34	広告宣伝費	106,662	130,590	128,685	120.6%	98.5%
35	利子割引料	23,900	30,771	18,761	78.5%	61.0%
36	その他経費	789,841	867,838	854,697	108.2%	98.5%
37	経費合計	3,885,682	4,135,154	4,033,438	103.8%	97.5%
38	事業利益	1,708,550	1,714,866	1,551,081	90.8%	90.4%
39	キャッシュフロー	2,017,512	2,055,209	1,877,516	93.1%	91.4%

番号	科目	2020年	2021年	2022年	前々年比	前年比
40	歯科医師数	1.6	1.5	1.5	94.1%	98.5%
41	歯科衛生士数	1.5	1.4	1.5	98.0%	106.8%
42	歯科助手・受付数	2.4	2.2	2.2	92.4%	101.9%
43	歯科技工士数	0.1	0.1	0.1	58.6%	72.9%
44	ユニット台数	3.9	3.7	3.8	98.4%	102.8%
45	口腔外バキューム	75.9%	74.9%	74.1%	97.6%	99.0%
46	レーザー	38.6%	36.1%	37.5%	97.1%	103.7%
47	デジタルレントゲン	90.5%	90.9%	90.3%	99.9%	99.4%
48	c a d c a m	9.5%	9.5%	12.0%	125.4%	126.0%
49	マイクロスコープ	28.2%	32.3%	31.7%	112.2%	98.0%
50	C T	50.2%	54.0%	54.3%	108.1%	100.5%
51	スキャナー	-	13.3%	16.7%	-	125.3%
52	ユニット当り1日患者数	6.7	6.4	6.6	97.7%	103.0%
53	歯科医師1人当り収入	4,041,566	4,257,854	4,301,383	106.4%	101.0%
54	自費率	35.0%	32.6%	36.6%	104.5%	112.2%
55	診療材料費率	7.3%	8.2%	7.6%	103.5%	92.7%
56	外注技工料費率	7.6%	7.9%	8.2%	107.1%	103.5%
57	事業利益率	30.7%	23.1%	23.5%	76.8%	101.8%

# 医療承継

## 相続税の延納制度

相続税は亡くなった日から10ヶ月以内に一括で納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合には、その納付を困難とする金額を限度として、分割払いが可能な延納という制度があります。延納期間中は利子税がかかるとともに、附帯する延滞税や加算税については延納の対象外です。

### <延納の要件>

- 相続税額が10万円を超えていること
- 金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること  
(単に相続財産だけでなく、納税者固有の財産を加味しても、なお支払が困難な金額)  
延納許可限度額 = 相続税額 - (相続人の財産 - 3ヶ月分の生活費 - 事業者の場合は1ヶ月分の運転資金)
- 延納税額に相当する担保を提供すること(国債、社債、不動産など)  
(延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合を除く)
- 「延納申請書」及び「担保提供関係書類」を納期限までに提出すること

### 延納期間及び延納にかかる利子税

法律上、延納できる期間(※1)及び延納にかかる利子税の割合(※2)は、相続財産に占める不動産等の割合に応じて、次の表のとおり定められています。

区 分		延納期間 (最高)	延納利子税割合 (年割合)
相 続 税	不動産等の割合が75%以上の場合	①動産等に係る延納相続税額	10年 5.4%
		②不動産等に係る延納相続税額(③を除く。)	20年 3.6%
		③森林計画立木の割合が20%以上の場合の森林計画立木に係る延納相続税額	20年 1.2%
	不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年 5.4%
		⑤不動産等に係る延納相続税額(⑥を除く。)	15年 3.6%
		⑥森林計画立木の割合が20%以上の場合の森林計画立木に係る延納相続税額	20年 1.2%
	不動産等の割合が50%未満の場合	⑦一般の延納相続税額(⑧、⑨及び⑩を除く。)	5年 6.0%
		⑧立木の割合が30%を超える場合の立木に係る延納相続税額(⑩を除く。)	5年 4.8%
		⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	5年 4.2%
		⑩森林計画立木の割合が20%以上の場合の森林計画立木に係る延納相続税額	5年 1.2%
贈 与 税	延納贈与税額	5年 6.6%	

延納可能額の算定の基準が厳しいため、金融機関から納税資金を借りて一括で納付することや、売却可能な不動産があれば売却による資金で納税することのほうが、その後の生活資金にゆとりがもてる点ではよいでしょう。